

都城市食育・地産地消推進計画評価及び計画改定

1 都城市食育・地産地消推進計画の趣旨、位置付けなどについて

本計画は、「食育基本法」第18条に基づく「市町村食育推進計画」及び「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消法)」第41条に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画(地産地消推進計画)」として位置づけるものである。

また、国の「第4次食育推進基本計画」や県の「宮崎県食育・地産地消推進計画」などの上位計画に則し、市の「みやこのじょう健康づくり計画21(第2次)」などの関連計画等と連携を図りながら推進していく。

本計画は、平成24年度の計画策定から10年目を迎えた。目標達成状況の評価を行うとともに、社会情勢の変化を踏まえ、今後5年間の指標や数値目標、取組内容等を見直した。

評価は、「国勢調査」及び令和3年度に実施した「第15回ふれあいアンケート」等から得られたデータを基に行った。

2 計画の改定内容について

(1) 第1章 計画の策定に当たって

本計画改定(案)の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とする。

(2) 第2章 都城市の食を取り巻く現状と課題

計画改定(案)では、データを重要な項目にしぼり、簡潔にまとめた。

地産地消の推進に関連するため、本市の農業産出額を計画改定(案)に追加した。本市は全国でもトップクラスの農畜産業地帯で、農林水産省の推計結果による令和元年の農業産出額は全国の市町村で総合1位(877億円)である。

食に関する現状を既存のデータから分析し、ふれあいアンケートの結果等から市民の食に関する考え方や傾向などを示している。

本市は全国と比較すると、肥満・高血糖に該当する人が多いことが課題となっているため、関連データ及び肥満・高血糖の予防・改善が期待できる本市の特産品の紹介を計画改定(案)に追加した。

(3)第3章 食育・地産地消推進計画の基本的な考え方

(2)で明らかになった課題を勘案し、今後、都城市が進めていく食育・地産地消についての基本的な考え方を示している。キャッチフレーズを「盆地生まれの元気をいただきます～おじごっつめもんじゃ都城～」とし、その実現のために3つの柱及び5つの基本方針等を設定している。その内容を一見出来る資料として、22頁にフロー図を掲載している。計画改定(案)では、文言の修正のみで、内容については変更なし。

(4)第4章 食育・地産地消を推進する施策の展開

(3)で設定した基本方針ごとに2～3個の基本施策を示し、これらの施策を展開した後の数値目標を定めている。

計画改定(案)の基本施策は、文言の修正のみで、内容については変更なし。

計画改定(案)の数値目標について、庁内関係課と検討した結果、下記のとおり目標項目を決定した。

目標項目		前回計画策定時の現状値	前回計画策定時の目標値(平成28年)	現状値	目標値(令和8年)
毎日朝食を食べている人の割合	高校3年生	75.7% (平成19年)	100%	86.9% (平成29年)	100%
	20代	60.4% (平成19年)	85%	66.7% (平成28年)	85%
	30代	75.8% (平成19年)		58.2% (平成28年)	
学校給食における地場農林畜産物の使用割合※		40.3% (平成22年)	50%	49.6% (令和2年)	55%
「ふるさと給食」満足度(小・中学生)		未実施	未実施	92.9% (令和2年)	95%
地産地消に関心がある市民の割合		前回目標なし	前回目標なし	78.7% (令和3年)	85%
郷土料理を代々伝えていきたいと思う市民の割合		73.5% (平成22年)	85%	68.4% (令和3年)	75%

※学校給食における地場農林畜産物の使用割合※は、6月、11月、2月のそれぞれ第3週の1週間分、合計3週間分を合わせた平均値となる。

(5) 第5章 食育・地産地消の推進に当たって

(3)・(4)の基本的な考え方を受けて、食育・地産地消を推進していくそれぞれの団体が担っていくべき役割を示している。その団体を「行政」、「家庭」、「保育所・学校等」、「農業者等生産者」、「食品関連事業者等」、「各種団体、事業者等」と分けて示している。計画改定(案)では、文言の修正のみで、内容については変更なし。

(6) 第6章 都城市の食育・地産地消活動紹介

本市が実施している食育・地産地消活動を実施課ごとに示している。

コラムとして紹介していたが、計画改定(案)では集約した。

農政課は、ふるさと納税活用事業として、「ふるさと給食」提供事業を紹介。全国に誇れる都城の地場産物を提供し、学校給食を生きた教材として活用することにより、食育の推進を図り、子供たちに都城の魅力を伝えることや、地場産物の地産地消に貢献し、地場産業(畜産業者・精肉販売業者)の振興と経営の安定を図ることを目的としている。

また、地産地消関連事業がある、ふるさと産業推進局の活動紹介を追加した。

(7) 第7章 計画の推進について

食育・地産地消の推進にあたっては、その適切な進行管理に努めるため、PDCAサイクルを用いて継続的に向上していく様子を示している。計画改定(案)では変更なし。